

# 世帯臨時特例給付金が支給されます



## 臨時福祉給付金

### ●臨時福祉給付金とは？

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

### ●支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に津久見市に住民登録されており、平成26年度の市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっていない場合などは対象外です。

### ●支給額

○支給対象者1人につき1万円

○支給対象者のうち、次に該当する方は5千円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

### ●申請手続き

○申請受付 7月予定  
（受付開始から6ヶ月間）

○申請先  
津久見市福祉事務所

### ○提出書類

- ・申請書（支給対象と見込まれる方に送付します）
- ・本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し）
- ・口座確認書類（通帳やキャッシュカードの写し）

## 子育て世帯

## 臨時特例給付金

### ●子育て世帯

### 臨時特例給付金とは？

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

### ●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。

※平成26年1月1日に生まれた児童で、同年2月分の児童手当の対象となる児童を含みます。

※ただし、次の場合などは対象外となります。

- ・臨時福祉給付金の対象となる児童
- ・生活保護制度の被保護者にあたる児童



### ●支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に津久見市に住民登録されており、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であつて、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本とします。

（公務員の方を含む）

### ●支給額

○対象児童1人につき1万円

### ●申請手続き

○申請受付  
6月2日（月）～12月2日（火）

○申請先  
津久見市福祉事務所

# 臨時福祉給付金・子育て

## 臨時福祉給付金・

子育て世帯臨時特例給付金をよそおった

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺に

ご注意ください

- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からのお金を振り込んでもらうことは、絶対にありません。
- 市町村や厚生労働省などが、給付金の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。



### 【津久見市からの問い合わせについて】

申請内容に不明な点があった場合、津久見市から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに津久見市の窓口または警察にご連絡ください。

※ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

津久見市役所 福祉事務所

社会福祉班

☎:0972-82-9519